

## 控訴審開始に当たっての弁護団意見陳述

令和3（2021）年5月31日

控訴理由書を基に、控訴審において特に検討していただきたい点について述べます。

### 1 プライバシー権について

本訴訟では、まず、現代社会において保障されるべきプライバシー権とは何であるかが争点となっています。

10 (1) 本件では、「宴のあと」事件や「石に泳ぐ魚」事件型の、私生活の暴露というタイプのプライバシー侵害ではありません。マイナンバーないしマイナンバーシステムの創設により、個人情報名寄せされやすい形、すなわちプロファイリングされやすい形に加工・保存されるようになったことと、システム化されたことの是非、そのプライバシー侵害性が問題となっています。その意味で21世紀型のプライバシー侵害が問題となっています。

15 (2) プロファイリングに関していえば、既に民間部門においては、Google、Amazon等のいわゆるGAF Aの個人データ活用が問題となって久しいところですが、近時、さらにフェイスブックの情報がアメリカ大統領選挙の勝敗に影響したという「ケンブリッジアナリティカ事件」により、プロファイリングを活用した「情報操作」により、民主主義社会の基盤すら掘り崩される結果となる大きな注目を集めているところではあります。

20 (3) このような現代における問題状況に鑑みると、プライバシー権は、「みだりに開示・公表」される場面だけの問題でないことは明白になっています。

個人情報収集—利用—保管—提供の各過程におけるその保護・適法性が問われるのです。

25 原判決が、「個人に関する情報をみだりに収集若しくは利用され、又は第三者

に開示若しくは公表されない自由を保障する」としたことは、その意味では正当であると考えます。

しかし、その中身が問題です。結局、原判決は、「漏えい」の危険性にのみ集中しているからです。

5 保護の対象となる情報の性質・要保護性についても、情報の一つ一つをバラバラにして、その価値を検討しています。

しかし、まず第1に、特定個人情報、個人番号と氏名等、及び社会保障・税関係の情報がひとまとまりになっていることを無視しています。そして、第2に、本件において決定的に問題なのは、情報が名寄せされ、プロファイリングされることによる情報の質の変化と、名寄せとプロファイリングにおけるマイナンバーの機能的重要性について、ほとんど関心を払っていません。

10 (4) このような現代社会のプライバシーのおかれている状況下では、自己情報コントロール権を保障することが基礎となるはずですが。一審の結審時にも意見陳述したように、日本の判決において、自己情報コントロール権が認められるかの点について、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議等では、注目されているところです。この点について、国際的にも通用する・しっかりとした判断を示すことが必要であると考えます。

15 (5) なお、一言付言するならば、プライバシーの保護と個人データの利活用は二項対立の問題ではありません。そのために「プライバシー・バイ・デザイン」(PbD) や「プライバシー強化技術」等があります。日本型の、プライバシーを人権として保障しつつ、利活用を図ってゆける、利便性を追求していける、というモデルを作り出さないと、EUのGDPRやアメリカ型のモデルに伍していけなくなり、「ガラパゴス化」してしまいます。

20 日本では、番号制はどこの国にもある、と言って推進が図られてきました。25 しかし、それらの国には、日本より優れた個人情報保護の仕組み、情報公開の

仕組み等が存します。例えば、プライバシー・コミッショナー制度の権限等を見ても、日本の個人情報保護委員会制度のそれとは比べ物になりません。

2 第2に、本制度の合憲性判断基準についてです。

5 (1) 本制度の目的の正当性がないことについては、控訴人の意見陳述書でも述べられているので割愛します。

10 (2) 原判決は、「みだりに」という要件について、法令等の根拠があること、個人番号制度に法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために個人に関する情報が法令若しくは条例の根拠に基づかずに又は正当な目的の範囲を逸脱して収集若しくは利用され、又は第三者に開示若しくは公表される具体的な危険が生じていないこと、という基準で判断するとしました。しかし、結局、上述したように、「漏えい」の危険性にのみ集中してしまいました。

15 しかし、「プロファイリング」の危険性防止という観点からの検討が必要です。この観点から必要となる、国や行政機関において、個人の自由保障のために、必要以上に個人番号を個人情報(データ)にひも付けたり、それらを保存したり、利用したりすることは制限されなければならないところ、そのような観点からの「基準」は検討されていません。

20 (3) また、法令等の根拠があるという点についても、極めて甘い判断をしています。番号法の規定は白紙委任ではないか、仮に白紙委任でないとすると委任の範囲を逸脱しているのではないかという重大な問題点が指摘されています(實原意見書)。

(4) 個人情報保護委員会やJ-LISの管理運営の実態も問題となります。

25 近時、デジタル関連法改革で個人情報保護委員会の守備範囲は広げられました。しかし、それを実行するに足る権限や人員、予算は全く不十分です。J-LISもガバナンスを強化するという名目のもとに、国家の関与が強められました。

しかし、法的規制と共に、これらの運営機関・監視機関が総合的にプライバシーを保障する権限等が備わっていなければ、この高度にネットワーク化された情報化社会におけるプライバシー保障は絵に描いた餅とならざるを得ません。

- 5 (5) さらに危惧されるのは、GDPRはプライバシーを人権として保障するという基本があるのに比べて、日本では、政府が「マイナンバーは漏れても大丈夫」などという宣伝を積極的に行うようになってきていることです。番号法の制定当初は、「マイナンバーは厳格に秘密情報として守らなければならない」という考え方があり、それゆえ、重い罰則をもってそれらを守らせようとしたにもかかわらず、その考え方を大幅に転換しました。国がこのようなポリシーではプライバシーは守られるものではありません。

### 3 さいごに

- 15 裁判所におかれては、現在及び近い将来の控訴人を含む全国民・外国人住民のプライバシーや人格権、ひいては、民主主義制度の基盤を保障してゆくために、事実に基づき、知性と理性を発揮した判断を行うことを切に求めるものがあります。

以上